



福祉・介護

社会福祉

総合福祉センター「絆」

社会福祉協議会 TEL 283-2299
保健センター TEL 282-2797

福祉と保健に関するサービスを総合的に提供する拠点施設で①社会福祉協議会やボランティア市民活動の拠点②高齢者のレクリエーション、生きがいづくりの場としての「高齢者センター」③在宅障がい者の生活を支援する「障害者センター」④児童の健全育成と子育てを支援する「児童センター」⑤住民の皆さんの健康増進を図る「保健センター」——の5つの機能を1か所に集約した拠点施設として運営されています。

運営についての意見を積極的に取り入れることで、皆さんが利用しやすく、地域に根差した施設運営を目指しています。

●開館日

○地域福祉センター

月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後9時

○高齢者センター

月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時

○障害者センター

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

○児童センター

月～金曜日 午前9時30分～11時30分、
午後1時～3時

第2・4土曜日 午前9時30分～11時30分
(祝日、年末年始を除く)

○保健センター

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

○相談支援センター

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※サービスごとに利用時間が異なります。詳細は、各施設へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

社会福祉協議会

社会福祉協議会 TEL 282-2804

社会福祉協議会は、住民と村内の社会福祉関係者等によって構成される、公共性と自主性を兼ね備えた社会福祉法人で、「住民主体」の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組みながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指しています。

住民の福祉活動の場づくりや、社会福祉にかかわる関係団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービス事業の企画や実施をしたりする、地域福祉推進の中核となっている団体です。

地区社会福祉協議会

社会福祉協議会 TEL 282-2804

地区社会福祉協議会は、自分たちの住んでいる地域の生活課題(福祉ニーズ)を自分たちの問題ととらえ、問題解決に向けて活動する自主的な組織であり、福祉コミュニティの中心的な役割を担っています。

各小学校区を活動エリアとし、6つの地区社会福祉協議会(真崎、石神、中丸、白方、村松、舟石川・船場)がそれぞれの地域特性や状況に応じてさまざまな地域福祉活動を行っています。

福祉に関するご相談はあなたの地区の民生委員・児童委員へ！

地域福祉課 TEL 282-1711(内線 1138)

東海村には、62人(うち3人は児童に関する問題を専門に取り扱う主任児童委員)の民生委員・児童委員がおり、社会奉仕の精神をもって地域福祉の増進に努めています。委員は個人の人格を尊重し、身上に関する秘密は固く守りますので、福祉についてお困りのときは、お近くの民生委員・児童委員へご相談ください。なお、民生委員は担当地区を定めて活動していますので、担当の委員が分からない場合は、地域福祉課へお問い合わせください。



生活保護

☎ 地域福祉課 TEL 282-1711 (内線 1138)

私たちは病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年を取って収入が少なくなったりといったさまざまな事情で、生活費や医療費の支払いに困ることがあります。

このように、自らの能力や資産を活用し、精いっぱい努力してもなお生活が困難なときに、国や自治体が一定の基準に従い、最低生活に不足する分について金品を支給するとともに、早期に自立して生活していけるよう支援する制度が「生活保護制度」です。

受給に当たっては、さまざまな条件や制約があり、これらを満たして初めて保護を受けることができます。まずは、地域福祉課または地区担当民生委員・児童委員へご相談ください。

生活保護 8つの扶助

①生活扶助	衣食、その他日常生活に必要なものの給付
②教育扶助	義務教育に必要な学用品、教材費等の給付
③住宅扶助	家賃、地代、住宅補修代等の給付
④介護扶助	介護に必要なものの給付
⑤医療扶助	医療に必要なものの給付
⑥出産扶助	出産に必要なものの給付
⑦生業扶助	生業や技能習得に必要なものの給付
⑧葬祭扶助	葬祭に必要なものの給付

生活福祉資金の貸し付け

☎ 社会福祉協議会 TEL 283-0205

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金等を無利子または低利子で貸し付けています。

小口資金の貸し付け

☎ 社会福祉協議会 TEL 283-0205

生活困窮世帯に対する更生の一助として、緊急に必要な小口資金を無利子で貸し付けています。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け

☎ 子育て支援課 TEL 282-1711 (内線 1182)
茨城県福祉相談センター TEL 226-1513

配偶者のない20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、父母のいない20歳未満の児童、寡婦、40歳以上の配偶者がいない女性等を対象とした低利子または無利子の融資制度です。

貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金です。

法外援助事業

☎ 社会福祉協議会 TEL 283-0205

生活に困窮するなどして、日々の食事や生活にお困りの方へ食糧品等の支給を行い、当面の生活を援助します。

戦没者・戦傷病者・遺家族の援護

☎ 地域福祉課 TEL 282-1711 (内線1138)

特別弔慰金や特別給付金の支給など、戦傷病者や戦没者の遺族に対して国等が行っているさまざまな事業に関して、窓口業務を行っています。

成年後見制度利用支援事業

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

成年後見制度の市町村長申立てに要する経費や、低所得者に対して成年後見人等の報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

日本赤十字社・会員加入推進

☎ 地域福祉課 TEL 282-1711 (内線1138)

日本赤十字社は、創始者アンリ・デュナンの誕生日などにゆかりのある5月を赤十字運動月間とし、全国的に赤十字思想の普及を図るとともに、「赤十字協力会員」の募集に努めています。

「赤十字協力会員」とは、日本赤十字社が行う人道的な活動を支援するため、毎年500円以上を拠出される方々のことで、どなたでも加入することができます。

皆さんから寄せられた資金は、災害救護事業や国際救護事業、血液事業、医療事業、ボランティア養成事業など、さまざまな社会福祉活動に役立てられますので、ご協力をお願いします。

赤い羽根共同募金

☎ 社会福祉協議会 TEL 282-2804

赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金運動には、多くの皆さんからのご協力があり、福祉事業の活動費や地区社会福祉協議会をはじめ福祉団体の運営助成金などに役立てられています。

善意銀行

☎ 社会福祉協議会 TEL 282-2804

皆さんの善意により寄せられた金品の寄付を受ける窓口です。お寄せいただいた寄付は、東海村の福祉推進事業（地域福祉や障がい者福祉、ボランティア活動支援などさまざまな活動）に役立てられます。

フードドライブ

☎ 社会福祉協議会 TEL 283-0205

ご家庭に眠っている食品を集め、食の支援を必要としている方への支援物資として活用する活動です。

●フードドライブで寄付していただきたい食品

- ・米・種類など
- ・調味料各種・食用油
- ・保存食品(缶詰・瓶詰など)
- ・ふりかけ・お茶漬け・のり
- ・インスタント食品・レトルト食品
- ・ギフトパック(お歳暮・お中元など)

※それぞれ未開封で、賞味期限が2か月以上残っているものに限りです。



▶ 地域福祉支援ボランティア「はーとふる」

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、65歳以上の高齢者や障がい者等で支援が必要な方を対象に、部屋の掃除、衣類の洗濯、食事支度、生活必需品の買い物、話し相手などの家事援助等を行っています。

● **利用時間** 午前8時～午後5時
(日曜日、祝日、年末年始を除く)

● **利用料** 1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)

▶ 移送サービスボランティア「はーとろーど」

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、公共交通機関等の利用が困難な要介護・要支援認定者や障がい者を対象に、通院、買い物、行事催物等参加時の移送(原則として村内)を行っています。

● **利用時間** 午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

● **利用料** 1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)
※福祉車両利用時は、料金が異なります。

▶ 点字・録音サービス事業

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

視覚障がい者(児)や視力の低下により情報が得にくい方を対象に、「広報とうかい」や社協だより、各種書籍、時刻表、カレンダー、イベント情報等を点訳したものや朗読したCDをお送りしています。

▶ 福祉教育推進校

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

「小さな頃から福祉の芽を」。村内全ての小・中学校を「福祉教育推進校」とし、推進校連絡会を通して、学校間の情報交換やボランティア市民活動に関する情報提供を行い、その普及に取り組んでいます。

▶ ボランティア市民活動センター

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターでは、住民・企業・学校などを対象に、ボランティア市民活動に関する情報提供や相談等のほか、ボランティア市民活動の普及・支援を目的とした各種サービスを提供しています。



ボランティア市民活動センターのキャラクター「こっぴ」

▶ ボランティア相談・紹介・情報提供

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア活動に関する問い合わせや活動相談、登録、関係機関の紹介、連絡調整を行っています。また、ホームページ(<http://www.t-shakyo.or.jp/>)やFacebookを通じてさまざまな活動紹介や各種情報を提供しています。

▶ ボランティアの育成

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターでは、福祉やボランティア市民活動に関する講演会・学習会・講座を開催するほか、学校などでの出前講座・講演会の企画・支援、関係機関との連絡調整も行っています。

● ボランティア市民活動センター主催の主な講座等

- ・点字ボランティア養成講座
- ・朗読ボランティア養成講座
- ・手話奉仕員養成講座
- ・インスタントシニア体験

▶ 企業ボランティア支援

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターでは、企業における福祉・ボランティア市民活動に関する各種研修会の情報提供等を行っています。

▶ 東海村ファミリー・サポート・センター「すくすく」

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、村内で育児の援助を受けたい方と、育児を助けてみたい方をつなぐ、相互援助を行う会員制の組織です。お子さんの一時預かり・送迎など、子育て支援を行っています。

● **利用時間** 月～金曜日(時間外は要相談)

● **対象** 村内在住で、3か月(首が据わっている子)から小学6年生まで

● **利用料** 1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)
※利用する際は、事前登録が必要です。

介護保険

介護保険制度

問 保険課 TEL 282-1711 (内線 1164)

村が保険者となって、これまで家族に頼りがちだった介護を地域社会全体で支え合い、必要な介護サービスを安心して受けることができる制度です。国・県・市の公費と、介護保険料を財源とし、介護が必要な方にサービスを提供します。

●介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の方)

前年の所得に応じて政令で定めた基準に従い、市の条例で定めた金額を、年金からの天引きまたは納入通知書により納めます。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

加入している医療保険(国民健康保険、職場の健康保険など)の医療保険料と介護保険料を合わせて納めます。

●サービスを受けるためには

保険課窓口で介護認定申請を行います。その後、市の調査員が自宅等に訪問し心身の状態を調査します。調査した内容を基に、認定審査会がどの程度の介護が必要か審査判定を行い、要介護度(要支援1・2、要介護1～5)の認定を行います。これにより、要介護度別の利用限度額範囲内で介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、各種介護サービスを利用することができます。

なお、利用者は介護サービスの1割(一定以上所得者は2割または3割)を負担します。

●受けられるサービス

在宅サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・居宅療養管理指導
- ・施設への短期入所
- ・住宅改修費・福祉用具購入費の支給

- ・訪問リハビリテーション
- ・福祉用具の貸与
- ・特定施設入所者生活介護

施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス

- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型通所介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

通院時タクシー利用料金助成事業

問 地域福祉課 TEL 282-1711 (内線 1140)

介護保険認定で要介護1以上の高齢者が居宅から病院・診療所等への通院に市で契約したタクシーを利用した際、料金の半額(限度額5,000円)を助成します。

●利用回数 年48回まで

訪問理美容サービス利用料の助成

問 地域福祉課 TEL 282-1711 (内線 1140)

介護保険認定で要介護3以上の高齢者のうち一般の理美容所の利用が困難な方を対象に、理美容師の自宅訪問によるカットの際に利用できる助成券を交付します。

●助成額 1回2,000円

●利用回数 年6回

はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成

問 地域福祉課 TEL 282-1711 (内線 1140)

70歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券を交付します。

●助成額

年間12,000円(1,000円の助成券を12枚交付、1回の施術につき1枚のみ使用可)



福祉・介護



社会福祉法人 聖隷会 すみれ
特別養護老人ホーム

ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援

プライバシーに配慮しつつ、ご利用者同士の交流も大切にユニットケア方式を採用した「もう一つの我が家」です。

ご利用料金やサービス内容など、詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

〒319-1115 茨城県那珂郡東海村船場703-7
TEL.029-282-0271 FAX.029-282-3622



特別養護老人ホーム 短期入所 デイサービス 居宅介護支援

ライフケアセンター **オークス東海**

- ・特別養護老人ホーム オークス東海
- ・特別養護老人ホーム オークス東海 短期入所
- ・オークス東海 デイサービス
- ・居宅介護支援事業所 オークス東海

ひとつの建物に上記4事業所が入っています

お問い合わせ
東海村船場588-7
☎029-306-4165
FAX.029-306-4167
http://loaks.com

地域包括支援センター

☎ 北部地域包括支援センター TEL 229-2315
南部地域包括支援センター TEL 352-2867

地域包括支援センターでは、介護が必要にならないよう日常的な健康管理や予防対策の事業に取り組むとともに、介護が必要になったときは適切な介護保険サービスの提供がされているかチェックを行い、中立公正な立場から利用者や事業者の支援に取り組みます。

日常生活での困り事や介護保険に関する相談・疑問に、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが応じます。また、センターへの来所が困難な方には、職員が訪問して相談に応じますので、どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

自立した生活を支援します

- ・要支援1・2と認定された方への支援
- ・要支援・要介護になる恐れのある方
- ・その他の高齢者の皆さんへの支援

健康や福祉・医療について何でもご相談ください

- ・保健・福祉・医療など総合的な相談(無料)

保健師

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー

さまざまな方面から皆さんを支えます

- ・ケアマネジャーへの指導・支援
- ・暮らしやすい地域づくり

社会福祉士

皆さんの権利を守ります

- ・高齢者虐待の相談
- ・権利擁護の相談
- ・消費者被害についての相談

認知症サポーター養成事業

☎ 北部地域包括支援センター TEL 229-2315
南部地域包括支援センター TEL 352-2867

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等に優しい地域づくりに取り組んでいます。

介護相談員派遣事業

☎ 保険課 TEL 282-1711(内線 1163)

介護相談員は、サービスに対する疑問や不満、不安などを聞き、利用者と事業者の間の橋渡し役をする役割を持っています。利用者の情報を共有し、介護サービスの質の向上につながるよう、介護相談員・サービス事業者・事務局の三者連絡会を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業

☎ 北部地域包括支援センター TEL 229-2315
南部地域包括支援センター TEL 352-2867

要介護認定で要支援に認定された方および基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された方が利用できます。

通所型サービス

- ・指定基準型通所介護サービス(介護サービス事業所による通所型介護サービス)
- ・短期集中型通所サービス(専門職による介護予防・機能回復教室)

訪問型サービス

- ・指定基準型訪問介護サービス(介護サービス事業所による訪問型介護サービス)
- ・住民主体による家事援助サービス(軽微な家事)

一般介護予防事業

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525
北部地域包括支援センター TEL 229-2315
南部地域包括支援センター TEL 352-2867

65歳以上の全ての方が利用できます。

- ・いきいき体操教室(シルバーリハビリ体操)
- ・認知症予防を含む介護予防教室(ずっと元気！)
- ・出前講座
- ・介護予防アドバイザー派遣事業

地域で活動している団体に介護予防プログラム指導講師を派遣し、介護予防地域活動団体の育成および支援を図ります。

※いきいき体操教室(シルバーリハビリ体操)の問い合わせ先は、保険課(TEL 282-1711 内線 1167)です。



認知症カフェ事業

総合相談支援課 TEL 287-2525
 北部地域包括支援センター TEL 229-2315
 南部地域包括支援センター TEL 352-2867

認知症の方や家族、専門職や地域住民等が気軽に参加し、お茶を飲みながら相談や交流を行うことで、認知症の方や家族の心のケアにつなげる居場所づくりです。

認知症初期集中支援チーム事業

総合相談支援課 TEL 287-2525
 北部地域包括支援センター TEL 229-2315
 南部地域包括支援センター TEL 352-2867

認知症の方やその家族が安心して生活できるように、保健師や看護師等の専門職や認知症の専門医で構成されるチームが相談に応じ、必要な支援を提供します。

高齢者支援

敬老祝品の贈呈

地域福祉課 TEL 282-1711(内線 1140)

敬老の日にあわせて、賀寿対象者に記念品等を贈呈し、長寿を祝福しています。

要介護者認定者家族介護用品給付事業

地域福祉課 TEL 282-1711(内線 1140)

在宅等の要介護認定者で一定の要件を満たす方を介護している家族に対し、介護用品(紙おむつ・尿取りパット等)を自宅に配送する方式で給付します。

愛の定期便

総合相談支援課 TEL 287-2525

ひとり暮らしの高齢者に乳酸菌飲料を週3回配達することで、安否の確認や孤独感の解消に努め、健康増進を図っています。

家族レスパイト事業

地域福祉課 TEL 282-1711(内線 1140)

要介護状態の高齢者等で一定の要件を満たす方を介護している家族が、休息、休養または疾病、冠婚葬祭等によって一時的に介護することができないとき、ショートステイが利用できるよう利用料金の一部を補助します。

利用料 基準額の2割

緊急通報システム

総合相談支援課 TEL 287-2525

ひとり暮らしの高齢者などが、急病等になった際にすぐに救援が求められるよう、住居に緊急通報装置を設置しています。なお、利用料は無料です。

あんしんおかえりネットワーク事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

認知症等で行方不明になった高齢者を早期発見・保護するための見守りネットワークです。

地域支え合い活動団体補助事業

地域福祉課 TEL 282-1711(内線 1140)

65歳以上の方を対象として地域で介護予防活動や生活支援サービスを提供している団体に対し、活動回数に応じて補助金を交付します。





**グループホーム
カトリア**
認知症対応型
共同生活介護事業所



**グループホーム
メジロ苑**
認知症対応型
共同生活介護事業所

〒319-1111
**グループホーム
カトリア**
 茨城県那珂郡東海村舟石川944
 TEL 029-270-4500
 FAX 029-270-4501

〒319-1106
**グループホーム
メジロ苑**
 茨城県那珂郡東海村白方1306-1
 TEL 029-306-0033
 FAX 029-212-5559

有限会社 ハイブリッジ



高齢者センター

☎ 高齢者センター TEL 282-4300

高齢者が生涯学習を通じて心身ともに若さを保つとともに、娯楽を通じて相互交流と親睦を図り、潤いと生きがいのある生活を送るための施設です。

高齢者に限らず、どなたでも利用できます。

利用時間

入浴施設	午前10時～午後4時(日曜日、祝日を除く)
機能回復プール	
筋力トレーニング室	午前9時～午後5時(日曜日、祝日を除く)
陶芸作業室	
大広間	
休養室	

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

使用料

		未就学児	小中学生	高齢者	一般
入浴施設	村内の方	無料	100円	200円	300円
	村外の方	無料	200円	500円	
機能回復プール	村内の方	無料	100円	200円	300円
	村外の方	無料	200円	500円	
陶芸作業室	村内の方	無料	100円	200円	300円
	村外の方	無料	200円	500円	
筋力トレーニング室	村内の方			200円	300円
	村外の方			500円	
大広間	無 料				
休養室					

※高齢者とは65歳以上の方です。

高齢者クラブ

☎ 地域福祉課 TEL 282-1711(内線 1140)

高齢者クラブ連合会 TEL 283-4321

高齢者クラブでは、おおむね60歳以上の方が生きがいと健康づくりを目的として地域奉仕やスポーツ、レクリエーション等の活動を行っています。

村内には20団体あり、会員は約1,100人です。入会を希望する方はお気軽にお問い合わせください。

シルバー人材センター

☎ シルバー人材センター TEL 282-3446

シルバー人材センターは、健康と生きがいを求める高齢者が会員となっている団体で、庭木の手入れや除草、施設の管理、宛名書き、賞状書き、家事援助などの仕事を請け負います。会員の加入や仕事の依頼はお気軽にお問い合わせください。

障がい者等支援

障がい者等基幹相談支援センター

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の実現に向け、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉・医療サービスの利用支援等を行います。また、差別や権利擁護に関する相談についても対応します。対象は65歳未満の身体・知的・精神に障がいのある方とその保護者等です。



広 告

生まれ元気な
東海村内の
60歳以上の方
皆さんが主役です

働く仲間募集中

私たちと一緒に
お仕事をしませんか?

あなたの知識・経験・技能を活かせる所
そこはシルバー人材センターです
お電話お待ちしております!

～支えられる側から支える側へ～

公益社団法人
東海村シルバー人材センター
TEL.029-282-3446
〒319-1112 東海村村松 2083 番地
<https://webc.sjc.ne.jp/toukal/>

共に豊かな心と思いやりを
福祉の輪を築こう

幸の実園

幸の実園 第二幸の実園

指定障がい者支援施設
幸の実園

- 生活介護事業所
- 施設入所支援
- 就労継続支援B型事業所
- 指定短期入所事業
- 日中一時支援事業所
- 指定共同生活援助事業所
- 特定相談支援事業所
- 一般相談支援事業所

東海村石神内宿1213
TEL: 029-282-0644
FAX: 029-282-0433

指定障がい者支援施設
第二幸の実園

- 生活介護事業所
- 施設入所支援
- 就労継続支援B型事業所
- 指定短期入所事業
- 日中一時支援事業所
- 指定共同生活援助事業所
- 一般相談支援事業所

東海村石神内宿2382-1
TEL: 029-306-0068
FAX: 029-282-1413

障がい者虐待防止センター

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

障がい者虐待(虐待と思われるものも含む)を見つけたら、速やかに通報してください。

虐待を受けている障がい者の方は、我慢せずに早急に届出(相談)をしてください。

通報・届出(相談)をした方の情報は必ず守られます。

●障がい者虐待防止センターの役割

- ・虐待の通報、届出受理
- ・相談、指導、助言
- ・広報、啓発等

●対象となる障がい者は…

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障害を含む)その他、心身の障がいや社会的な障壁により、継続的に日常生活や社会生活が困難で援助が必要な状態の方が対象になります。

●障がい者虐待とは…

養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、雇用主等の使用者による虐待などのことです。

障がい者虐待の例

身体的虐待	障がい者の体に暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、また、医療を受けさせず、障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金、資金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

地域活動支援センター事業

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

障がいのある方が創作的活動や生産活動を通して、作業訓練や生活訓練、就労に向けた訓練を行い、自立と社会生活への適応力を高めるための支援を行います。

- ・NPO法人ドリームたんぽぽ
- ・NPO法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり
- ・一般社団法人ハピネス東海
- ・社会福祉法人はまぎくの会 ふわり
- ・社会福祉法人町にくらす会 KUINA

移動支援事業

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で障がいのある方が社会生活上または余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動を支援します(通勤や営業等での外出、長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は除く)。身体・知的・精神に障がいのある方が対象で、原則1割の自己負担があります。

日中一時支援事業

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で障がいのある方を村と契約している事業所で一時的に預かり、日中における活動の場所を確保することにより、障がいのある方への見守り等の支援を行うとともに、その家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。身体・知的・精神に障がいのある方が対象で、原則1割の自己負担があります。

精神障害者保健福祉手帳の交付

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患の治療をしている方で日常生活や社会生活に制約がある方へ、申請により茨城県が交付します。有効期間は2年です。

自立支援医療(精神通院)

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

精神疾患(てんかんを含む)のために通院している方が、外来で保険適用の医療を受けた際、医療費の90%を保険と公費で負担する制度です。原則、1割負担となりますが、所得状況によって軽減があります。有効期間は1年です。

デイケア

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で精神疾患の治療を継続していて、病状の安定期にある方を対象に、レクリエーションやスポーツなどの活動メニューを通して、集団活動への適応やコミュニケーション能力などを養い、その向上を図ることを目的に月2回程度実施しています。

精神障がい者就労支援事業

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

精神疾患の治療を継続していて、病状の安定期にある方を対象に、なごみ・総合支援センター内にある喫茶「響」で就労に関する支援を行っています。

ランチやコーヒーなどを取りそろえ日々営業していますので、お気軽にお立ち寄りください。

身体障害者手帳の交付

☎ 総合相談支援課 TEL 287-2525

身体に障がいのある方へ、身体障害者手帳を茨城県が交付しています。視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体・内臓機能に永続する障がいのある方が対象です。申請に当たっては、主治医や指定医師にご相談ください。

療育手帳の交付

総合相談支援課 TEL 287-2525
茨城県福祉相談センター TEL 221-0800

知的障がいのある方に一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。児童相談所や知的障害者更生相談所が行う医学的・心理的判定によって、知的障がいと判定された方が対象です。

18歳未満の方 中央児童相談所 (TEL 221-4150)

18歳以上の方 知的障害者更生相談所 (茨城県福祉相談センター内) (TEL 221-0800)

自立支援医療(更生医療・育成医療)

総合相談支援課 TEL 287-2525

障がいの軽減や機能回復を図るために必要な医療費の給付を行います。身体障害者手帳をお持ちで、角膜手術・関節形成手術・心臓手術・じん移植術・抗HIV療法などを受ける方が対象となります(身体障害者手帳と同時申請可)。なお、医療を受けたときは、原則1割負担となりますが、所得状況によって軽減があります。

18歳未満の方 育成医療

18歳以上の方 更生医療

補装具費の支給

総合相談支援課 TEL 287-2525

身体に障がいのある方に対し、体の不自由を補い、日常生活や職場での活動を容易にするため、必要な補装具費の支給を行います。身体障害者手帳をお持ちの方、または難病患者等の方で、補装具を必要とする方が対象です。なお、原則1割の自己負担があります。

日常生活用具の給付

総合相談支援課 TEL 287-2525

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または難病患者等の方へ、日常生活を容易にするため、特殊寝台・入浴補助用具・ストーマ装具等を給付します(介護保険の対象となる方は介護保険の適用が優先)。障がいの種別や等級による条件があり、原則1割の自己負担があります。

通院時タクシー利用料金助成事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

心身に重度障がいのある方、または指定難病患者の方が通院のために居宅と保険医療機関との間を、村で契約したタクシーを利用した場合に、料金の2分の1(最高5,000円)を助成します。

1回の乗車につき1枚が利用できるタクシー券を交付します。

身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳(A・A)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)、指定難病特定医療費受給者証、一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方が対象です。

●利用回数 年48回まで
※慢性透析療法治療者は年144回までとなります。

訪問理美容サービス利用料の助成

総合相談支援課 TEL 287-2525

身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方のうち、一般の理美容所の利用が困難な方を対象に、理美容師の自宅訪問によるカットの際に利用できる助成券を交付します。

●助成額 1回2,000円

●利用回数 年6回

住宅リフォームの助成

総合相談支援課 TEL 287-2525

玄関、居室、浴室、トイレなどを整備するための費用の一部を助成します。

身体障害者手帳の下肢・体幹機能障害が1・2級の方、乳幼児期以前に非進行性の脳病変による運動機能障害が1・2級の方(移動機能障害に限る)、療育手帳(A)をお持ちの方が対象となりますが、所得制限があります。なお、介護保険など他の制度の適用が優先されます。

自動車改造費の助成

総合相談支援課 TEL 287-2525

就労その他社会活動への参加のため、身体に障がいのある方が自ら所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用を助成します。身体障害者手帳をお持ちで、上肢・下肢または体幹機能に1・2級の障がいがあり、ハンドル等の一部を改造する必要がある、自ら自動車を運転しようとする方が対象です。ただし、所得制限があり、10万円を限度とします。

自動車運転免許取得費の助成

総合相談支援課 TEL 287-2525

身体に障がいのある方が就労その他社会活動への参加のため、自動車運転免許を取得する場合、その費用を助成します。身体障害者手帳(1～4級)をお持ちで、自動車運転免許を取得した方が対象です(事前の申請が必要)。ただし、10万円を限度とします。

自立支援給付(障害福祉サービス)

総合相談支援課 TEL 287-2525

障害福祉サービスとは、障がいのある方が、障がい種別(身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病)にかかわらず、必要な福祉サービスを利用するための制度です。利用者は、自らが利用したいサービスを選択し、サービス事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療(精神通院)を受けている方や難病を患っている方(政令により定められた疾病に限る)です。ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険を優先します。



●サービスを受けるためには

総合相談支援課窓口で利用申請を行います。利用者から希望する相談支援専門員へサービス等利用計画書の作成を依頼します。サービスの種類によって、村の調査員が自宅等に訪問し心身の状態を調査します。調査した内容に基づき、認定審査会がどの程度の支援が必要かの審査判定を行い、障害支援区分(区分1～6)の認定を行います。これにより、障害福祉サービス受給者証を発行し、各種障害福祉サービスを利用することができます。なお、原則1割の自己負担がありますが、所得状況により軽減があります。

●サービスの種類

総合支援法のサービス

介護給付

- ・居宅介護(身体介護・家事援助)
- ・行動支援
- ・重度訪問介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・同行支援
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・療養介護

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・就労移行支援
- ・共同生活援助
- ・自立生活援助

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談給付

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

児童福祉法のサービス(18歳未満の方が対象)

障害児通所給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援給付

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

▶身体障害者訪問入浴サービス事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

家庭で入浴することが困難な身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問入浴車を派遣して入浴等のサービスを行い、心身の健康保持や介護者の負担軽減を図ります。医師により入浴可能と認められており、家族等による入浴が困難な在宅の身体に障がいのある方が対象です。サービスの回数は、週2回まで、1回12,500円です。なお、この料金は所得の状況で軽減されます。

▶更生訓練費給付事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方の社会復帰を促進するため、一定要件を満たす場合に更生訓練費を支給しています。

▶心身障害者扶養共済制度

総合相談支援課 TEL 287-2525

心身に障がいのある方の保護者が一定の掛け金を払い、その保護者に万一のことがあった場合、心身に障がいのある方へ終身年金を支給する制度です。

下記のいずれかに該当する方の保護者が対象です。

- ①療育手帳をお持ちの方
 - ②身体障害者手帳(1～3級)をお持ちの方
 - ③精神または身体に永続的な障がいがある程度が①・②と同程度の方
- の保護者(65歳未満)が対象となります。

▶意思疎通支援事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

聴覚や言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや特殊な疾病により意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方へ、手話通訳者や要約筆記者、意思疎通支援に熟知している支援者等を派遣し、自立生活および社会参加を支援します。

▶特別児童扶養手当

総合相談支援課 TEL 287-2525

心身に障がいのある20歳未満の児童を在宅で養育する方に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的に、特別児童扶養手当を支給します。20歳未満で、身体障害者手帳(1～3級)程度の障がいのある児童、療育手帳(A～B)程度の障がいのある児童、同程度の精神障がいのある児童を家庭において監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方が対象です。ただし、世帯の所得金額が所得制限限度額を超えない方に限ります。

▶障害児福祉手当

総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で生活し、身体障害者手帳1級程度または療育手帳A程度で、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方に支給されます。ただし、世帯の所得金額が所得制限限度額を超えない方に限ります。

▶特別障害者手当

総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で生活し、重度の障がいがあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以上の方へ支給されます。ただし、世帯の所得金額が所得制限限度額を超えない方に限ります。①障害基礎年金1級程度の障がいがある重複する方②障害基礎年金1級程度の障がいがある1つまたは同2級程度の障がいがある2つ以上重複する方③障害基礎年金1級程度の障がいがある1つであるが、重度であり日常生活能力が低く、①と同程度の方——が対象です。



東海村心身障害児(者)福祉手当

総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で生活し、心身に重度の障がいのある方へ月額4,000円を支給します。身体障害者手帳(1・2級、20歳未満は3・4級の一部を含む)または療育手帳(Ⅱ・A、20歳未満はBを含む)または20歳未満で精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方が対象です。

有料道路通行料金の免除

総合相談支援課 TEL 287-2525

身体障害者手帳をお持ちの方が運転する自動車や身体に重度の障がいのある方(第1種の方)または重度の知的障がいのある方(Ⅱ・A)が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車について、有料道路通行料の半額を免除します。ただし、営業用の自動車は除きます。

NHK受信料の免除

総合相談支援課 TEL 287-2525
NHK水戸放送局 TEL 232-9811

「身体に障がいのある方」「知的障がいのある方」「精神に障がいのある方」が世帯構成員であり、世帯全員が村民税非課税の場合はNHK受信料が全額免除となります。また、視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方、身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方、療育手帳(Ⅱ・A)をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合は半額免除となります。

障害者センター

総合相談支援課 TEL 287-2525
障害者センター TEL 282-4599

障害者センターでは、日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた生活介護や児童福祉法に基づいた児童発達支援事業(就学前)を行っています。

事業名	利用日時	内容
生活介護		身体介護(入浴・排せつ・食事等)、生産的活動の提供
児童発達支援	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時	親子通所にて散歩やレクリエーション等による体力強化、日常生活の身辺自立、創作活動等
日中一時支援		在宅にいる障がいのある方の一時預かり

障がい者家族介護用品購入費助成事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅等で障がい児者を介護している家族に対し、家族介護用品の購入費用の一部を助成します。

①身体障害者手帳をお持ちの満3歳以上で視覚・下肢・体幹機能障害の等級が2級以上または、医師に認められた方②療育手帳(Ⅱ・A)をお持ちの満3歳以上の方が対象です。

※要介護認定者家族介護用品給付事業対象者は対象外となります。

自殺対策強化事業

総合相談支援課 TEL 287-2525

自殺予防に関する啓発活動やSOSの出し方に関する講座などを開催しています。

福祉車両貸出

社会福祉協議会 TEL 282-2804

高齢者や身体に障がいのある方が、外出や移動をするため、車椅子に乗ったまま、あるいはベッドに横になったまま乗車できる「スロープ付小型車・リフト付ワゴン車」を貸し出します。

●対象

- 村内に住所を有している社協会員で下記のいずれかに該当する場合
- 車椅子を利用している方、または寝たきりの高齢者および障がい者の利用
- 福祉活動を目的とする団体やサークルがその活動における利用

●利用回数

- 年5回(祝日、年末年始を除く)
- ※特別な理由がある方はご相談ください。

日常生活用具貸出

社会福祉協議会 TEL 282-2804

村内に在住する高齢者や障がい者、疾病または負傷により車椅子の利用が必要な方に無料で車椅子をお貸しします。貸し出し期間は1か月です(最大3か月まで更新可)。

お貸しする車椅子は、車のトランクにも収納できます。旅行や通院時などにご利用ください。

●対象

- 村内に住所を有している社協会員で下記のいずれかに該当する方
- 介護保険制度適用外の高齢者(要介護認定者は1週間以内に限り貸し出し可)
- 在宅の心身障がい者(児)
- 疾病または負傷により用具の貸与が必要な方

●借りられるもの 車椅子